

県立学校の春季休業中の部活動について

※以下の内容が遵守できる部活動は、学校長の判断により、活動できることとする。

- ①体調管理 体温チェック（自宅・部活動開始前）を必ず実施する。顧問・外部指導者も同様とする。
- ②記録を残す（部活動でいつ、だれが参加し、体温はどうか等の記録を残す。生徒・教員が感染者となつた場合、速やかに濃厚接触者を特定するため）。
- ③屋外の部活動については、密閉空間にならないことから、感染防止対策（手洗い、タオルや飲料水のコップを共用しないなど）を行いながら実施する。
- ④屋内の部活動では、体育館や教室の換気をしっかりと行うとともに、上記の感染防止対策を徹底する。
- ⑤相手と直接接触する活動は、感染リスクが高いため禁止する。
※競技としては、相撲、剣道、柔道、空手道、なぎなた、フェンシング、レスリング、ボクシング、少林寺拳法などが考えられる。直接接触する活動は禁止するが、筋トレ、ランニングなどの練習内容を工夫し、学校長が許可する場合は実施しても構わない。

【実施する場合の注意事項】

○部活動の制限について

- ・活動時間等については、短時間で効率的な内容として2時間程度とする。
- ・県外への遠征は禁止する。
- ・他校との練習試合や交流試合については、人が多く集まることや地域を越えての人の交流を努めて避けるため、当面の間は自粛する（臨時休校・春季休業中はほとんど活動していないことから、生徒の体力や技術面にも不安があるため、段階を踏んで計画的に活動すること）。

○活動場所について

- ・一度に多くの部活動が集中しないように、時間をずらすなどの工夫（午前・午後制、三部制等）を行う。
※例えば、体育館の同じフロアでバレーボール部、バスケット部、バドミントン部などが同時に練習をしないなど（感染リスクを下げるため、時間をずらす）
- ・連合チームとして活動する場合においても、合同での練習は行わず、自校において学校単位での活動のみとする。
- ・文化部における教室等の利用の際は、複数の教室を使用するなど、可能な範囲で分散した活動に努める。

○体調管理、危機管理対応について

- ・自宅での検温で37.5℃以上や体調不良等の不安がある場合は、学校又は顧問教員に電話連絡をしたうえで自宅療養とする（LINE等のSNSではなく、電話により聴き取ることが重要）。
- ・練習前後の体調確認を行う（特に部活動実施前に必ず検温を行い、体温チェック表に記録を残すこと）。※生徒によっては、練習を休みたくないという心理が働き、少しくらい熱があっても参加し、感染拡大につながる恐がある。部活の前に検温を行い、記録を残すことで、安心して活動に取り組むことが可能となる。
- ・練習前及び練習中に体調不良が確認された場合は、保護者に連絡したうえで帰宅措置とする。
- ・更衣は速やかに行い退室することとし、長時間及び密室にて近接した距離で接触することを避ける（更衣室・部室・教室等）。一度に大人数が入らないような工夫も行う。
- ・練習する環境の換気を定期的（1時間に5分程度、可能であれば2方向の窓を開放）を行い、空気の入れ替えを行う。

○活動再開後の再度の活動禁止について

- ・一度、部活動を再開した後に、県内の感染者発生の状況によっては、再度、活動の禁止を決定する場合がある。なお、自校の教職員・生徒が感染者として確認された場合は、直ちに活動を禁止する。

○活動への参加について

- ・部活動再開後の参加又は不参加については、強制されることなく本人及び保護者の判断に任せること。
- ・部活動再開時には、顧問教員から新型コロナウイルス感染症防止対策及び今後の活動の制限に関すること等について話をし、顧問教員と生徒がそれらを共有すること。